札幌市体育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年１２月 10 日

札幌市長　秋元克広

札幌市条例第 36 号

札幌市体育施設条例の一部を改正する条例

札幌市体育施設条例（昭和４１年条例第１０号）の一部を次のように改正する。

(1)　別表１札幌市麻生球場の項の次に次のように加える。

札幌市新琴似スポーツ広場	札幌市北区新琴似町

(2)　別表２中

「

札幌市月寒屋外競技場	ラグビー場及び附属施設	４月２９日から１０月１５日まで	午前８時３０分から午後５時３０分まで	

」

を

「

札幌市新琴似スポーツ広場	多目的広場	４月２９日から１０月１５日まで	(1)　４月２９日から８月３１日まで　午前９時から午後６時まで (2)　９月１日から１０月１５日まで　午前９時から午後５時まで	

	パークゴルフ場	４月２９日から１０月３１日まで	(1)　４月２９日から８月３１日まで　午前９時から午後６時まで (2)　９月１日から１０月３１日まで　午前９時から午後５時まで	
札幌市月寒屋外競技場	ラグビー場及び附属施設	４月２９日から１０月１５日まで	午前８時３０分から午後５時３０分まで	

」

に改める。

(3)　別表３中６の表を７の表とし、５の表を６の表とし、４の表を５の表とし、３の表を４の表とし、２の表の次に次の１表を加える。

３　札幌市新琴似スポーツ広場

区分			使用料	
			単位	金額
多目的広場	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに使用する場合	一般	１時間につき	２，６００円
		学生		１，３００円
	上記以外の場合			５，３００円
パークゴルフ場	一般（高校生を含む。）		１人１回につき	３３０円
	中学生以下			１６０円
	高齢者			２３０円

	回数券使用	一般（高校生を含む。）	回数券６枚つづり	１，６５０円
		中学生以下		８００円
		高齢者		１，１５０円

備考

１　「学生」とは、スポーツの競技者が学生（児童及び生徒を含む。）のみで構成される団体をいう。

２　使用時間が単位時間に満たない場合であつても、当該単位時間どおり使用したものとみなす。

３　供用時間を超過し、又は繰り上げて使用することを市長が認めた場合は、当該超過し、又は繰り上げた時間１時間までごとにつき、１時間当たりの使用料を２割増した額を加算する。

４　使用料の額に１０円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。

５　「１回」とは、１８ホールの使用をいい、使用ホールが１８ホールに満たない場合であつても、１８ホールの使用をしたものとみなす。

６　備付物件の使用料は、市長が別に定める。

附　則

１　この条例の施行期日は、市長が定める。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

２　この条例の施行の日以後の札幌市新琴似スポーツ広場に係る使用承認等の手続、使用料又は利用料金の支払手続その他札幌市新琴似スポーツ広場を供用するために必要な準備行為は、改正後の札幌市体育施設条例の規定の例により、同日前においても行うことができる。